

電気料金メニュー定義書
【お家ぽっ！ぱっ！プラン】

大多喜ガス株式会社

2023年11月1日実施

目次

1 実施期日	1
2 定義	1
3 適用条件	1
4 供給電気方式、供給電圧および周波数	1
5 契約電流	2
6 電気料金	2
7 適用開始日	3
8 契約電流の変更 または電気料金メニューの変更	3
9 お家ぽっぽップランの定義書の変更および廃止	3
付則	4
1 お家ぽっぽップランの定義書の変更に伴う切り替え措置	4
別表	5
1 燃料費調整	5

電気料金メニュー定義書【お家ぽっ！ぱっ！プラン】(以下「お家ぽっぱっプランの定義書」といいます。)は、当社の電気需給約款【低圧】(以下「電気需給約款」といいます。)にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、お家ぽっぱっプランの定義書に定める基本料金、電力量料金および燃料費調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みます。

1 実施期日

お家ぽっぱっプランの定義書は、2023年11月1日より実施します。

2 定義

電気需給約款に定義される言葉は、お家ぽっぱっプランの定義書においても同様の意味で使用します。

3 適用条件

お家ぽっぱっプランの定義書にもとづく電気料金メニュー(以下「お家ぽっぱっプラン」といいます。)は電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- ① 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- ② 1需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。
- ③ 動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約せずに、動力を使用しないこと。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流单相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流单相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

5 契約電流

- (1) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、1 年間を通じての最大の負荷を基準としてお客さまから申し出ていただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。
- (2) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けすることがあります。

6 電気料金

- (1) 基本料金

基本料金は、1 か月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流 30 アンペア	885.72 円
契約電流 40 アンペア	1,180.96 円
契約電流 50 アンペア	1,476.20 円
契約電流 60 アンペア	1,771.44 円

- (2) 電力量料金 および日割計算における料金適用上の電力量区分

① 電力量料金

1 か月の電力量料金は、電気需給約款 14 (電気の使用期間) に定める当月の使用電力量により、次のとおりとします。ただし、別表 1 (燃料費調整) (1)①によって計算された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表 1 (燃料費調整) (1)④によって計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1 (燃料費調整) (1)①によって計算された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表 1 (燃料費調整) (1)④によって計算された燃料費調整額を加えたものとします。

第 1 段階	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33.79 円
第 2 段階	120 キロワット時をこえ 350 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34.67 円
第 3 段階	350 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	38.47 円

② 日割計算における料金適用上の電力量区分

当社は、電気需給約款 14 (電気の使用期間) の場合で使用期間の日数がその料金算定期間の始期の属する月の暦日数に対し、5 日を上回り、または 5 日を下回る場合の電力量区分は、料金適用上の電力量区分を次のとおり日割します。

イ 第1段階料金適用電力量

第1段階料金適用電力量=120 キロワット時×日割計算対象日数÷料金算定期間の日数

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ロ 第2段階料金適用電力量

第2段階料金適用電力量=230 キロワット時×日割計算対象日数÷料金算定期間の日数

なお、第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 350 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ハ イまたはロによって算定された第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

7 適用開始日

- (1) お家ぽっぽップランの適用開始日は、電気需給約款 6（電気需給契約の申し込み）に定める電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款 9（電気の需給開始）(1)に定める需給開始日とします。
- (2) 電気需給約款 28（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。

8 契約電流の変更 または電気料金メニューの変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から 1 年目の日が属する月の計量日まで、契約電流を変更することはできません。電気料金メニューの変更についても同様とします。
- (3) 契約電流の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

9 お家ぽっぽップランの定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、お家ぽっぽップランの定義書を変更する場合には、電気需給約款 4（本約款等の変更）に準じます。

- (2) 当社は、お家っぽっプランの定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) お家っぽっプランの定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

付則

1 お家っぽっプランの定義書の変更に伴う切り替え措置

当社は、原則として、電気需給約款 14（電気の使用期間）に定める電気の使用期間の初日が 2023 年 11 月 1 日以降であり、かつ 2023 年 12 月 1 日以降に発生する料金に、この定義書を適用します。

別表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の計算

① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

イ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合

燃料費調整単価

$$= (86,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \\ \times ((2)の基準単価 \div 1,000)$$

ロ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合

燃料費調整単価

$$= (\text{平均燃料価格} - 86,100 \text{ 円}) \\ \times ((2)の基準単価 \div 1,000)$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の計量日から翌年の 1 月の計量日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の計量日から 4 月の計量日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の計量日から 5 月の計量日の前日までの期間

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	0.183 円
-------------	---------

(3) 燃料費調整単価等の掲載

当社は、(1)①の各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)②によって計算された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載します。